

かがやき

学校だより第4号

令和3年6月30日

草津市立山田小学校

- ゆ やさしく・・・人権を大切にす り いじめを許さない
- ま まけない・・・よく考え ねばり強くやりぬく
- だ ダイナミック・・・たくましく力強く 生き生きとしている

質の高い教育をみんなに②

SDGsの目標4の『質の高い教育をみんなに』の小さなターゲットの中に『すべての人に、安全で、暴力のない、だれも取り残されない学習環境をとどける。』というものがあります。(ターゲット4-a) このために山田小学校では、いじめを許さないことに重点的に取り組んでいます。今回は、その取組について確認します。

①いじめとは

その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

②いじめのかたち

- (1) 心理的な影響を与える行為の具体的な例
 - ア 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
 - イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ウ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等
- (2) 物理的な影響を与える行為の具体的な例
 - ア ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - イ 金品をたかられたり、隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ウ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。等

③いじめが起きたときの対応

いじめを認知した段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立ち、直ちに対処する必要があります。学校は、日頃から全ての教職員の間で、いじめを把握した場合の対処について理解を深めるとともに、学校における組織的な体制を整備し、いじめを認知した際には、次のような措置をとります。

(1) いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ、速やかに「学校問題対策委員会」において対処します。

(2) いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関連する児童から事情を確認するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等の外部専門家とも連携し、適切な支援に努めます。

(3) 保護者や市教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。

【山田小学校いじめ防止基本方針より抜粋】

なお、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している状態」をしっかりと見きわめていく必要があります。それには2つの条件があります。1つめは、いじめが止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続していること。2つめは、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを、いじめを受けた子どもと保護者に対し、面談等により確認できていることです。

校長 南 喜普